

侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会 第1回会議配布資料	1
--------------------------------	---

参照条文

(参照条文)

○刑法（明治40年法律第45号）

（侮辱）

第231条 事実を摘示しなくとも、公然と人を侮辱した者は、1年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

○刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）

附則

（検証）

3 政府は、第1条の規定の施行後3年を経過したときは、同条の規定による改正後の刑法第231条の規定の施行の状況について、同条の規定がインターネット上の誹謗中傷に適切に対処することができるかどうか、表現の自由その他の自由に対する不当な制約になっていないかどうか等の観点から外部有識者を交えて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。